

令和2年度 第1回八戸市環境審議会

日時：令和2年10月15日（木） 15時30分～

場所：八戸市庁本館3階 議会第三委員会室

◆事務局

定刻となりましたので、ただいまから八戸市環境審議会委嘱状交付式及び組織会を開催いたします。

本日は、お忙しい中御出席いただき、誠にありがとうございます。私は、本日司会を務めさせていただきます、環境政策課の知野です。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、はじめに、委嘱状交付式を行います。

お名前を読み上げますので、大変恐縮ですがその場に御起立願います。市長が皆様のお席に参りまして、委嘱状を交付いたしますので、受け取られましたら、御着席ください。席図で、会長席に向かい、左側の江刺家様から順に交付させていただきます。

（委嘱状交付）

◆事務局

なお、委員2名が所用のため、本日は欠席でございます。

ここで、市長より御挨拶申し上げます。

◆市長

審議会開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御出席を賜り誠にありがとうございます。また皆様には、八戸市環境審議会委員を快くお引き受けいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、今年は新型コロナウイルス感染症が猛威を振るい、社会生活など様々なことが変化してきております。

環境省では、環境と成長の好循環に向けたコロナ後の持続可能な経済社会への再設計を目指しており、これを実現するには、社会、経済、環境などあらゆる分野での努力が必要です。

とりわけ、気候変動を含む環境問題への対策は重要なものでありますので、当市といたしましても、国の動向を注視して取り組んでいきたいと考えております。

どうか皆様には、各分野の専門家としてだけでなく、一市民としての視点をお持ちいた

だきながら、忌憚のない御意見、御助言を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。

◆事務局

それでは、組織会を行います。

本日は改選後の初めての審議会ですので、お手元の資料1八戸市環境審議会規則も御参照いただきながら進めていきたいと存じます。

同規則第4条第1項ただし書きの規定により、委嘱後の最初に行う審議会の会長の職務は、市長が行うこととなっております。

なお、会議につきましては、同規則第4条第2項により委員の半数以上の出席が必要でございます。本日は委員15名中13名の委員が御出席されておりますので、会議が成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、市長、議事進行をお願いいたします。

◆市長

会長が決まるまでの間、議事進行を務めさせていただきます。よろしく願いいたします。

では、会長及び副会長の選出を行います。当審議会規則第3条第2項により、「会長及び副会長は、委員の互選によって定める。」となっております。どなたか御意見はございませんか。

◆委員

会長について、八戸工業大学の鈴木拓也委員を、副会長について、一般社団法人青森県産業資源循環協会の庄司肇委員を推薦いたします。

◆市長

ありがとうございます。会長には鈴木拓也委員を、副会長には庄司肇委員を、という御意見でした。皆様いかがでしょうか。

◆委員

異議なし。

◆市長

御異議が無いようですので、会長は鈴木拓也委員に、副会長は庄司肇委員にお願いしたいと存じます。

以上をもちまして、私の職務が終わりましたので、会長と交代いたします。御協力ありがとうございました。

◆事務局

それでは、鈴木拓也会長と庄司肇副会長は、会長席、副会長席へお願いいたします。ここで、会長から御挨拶をいただきます。

◆会長

はじめまして。八戸工業大学の鈴木と申します。どうぞよろしく申し上げます。会長という大役を仰せつかりまして恐縮しております、また、推薦していただいたさん、ありがとうございます。感謝申し上げます。

私、大学の方で、最初は水道工学から始まりましたけれども、途中から不法投棄の事件が田子でありまして、そういったものを研究して今ではもう20年くらいになります。

八戸を取り巻く状況を見ますと、まず地球全体のことを言えば、地球温暖化・気候変動です。パリ協定では、2050年に温室効果ガスを実質ゼロにするという目標を立てています。それに対して、八戸で何ができるのか。要はあと30年で1人あたりの温室効果ガスの排出量をゼロにしなければいけない。それに対して、八戸で何が貢献できるのかということを議論しなければいけない。あと、足元では人口の減少・少子高齢化という問題があります。それに対しても環境面でも色々な課題が出てくると思います。それに対して、どういう仕組みを整えていけばいいのかということも、この審議会で議論していければと思います。どうぞよろしく申し上げます。

◆事務局

会長、ありがとうございます。それでは次に、副会長から御挨拶をいただきます。

◆副会長

皆様、こんにちは。今回、初めて副会長という重い立場の場面に立たせていただきましてありがとうございます。

今までは一般社団法人青森県産業廃棄物協会という名前ではございましたけれども、全国組織が「資源循環」ということを表に出しまして、協会自体も一般社団法人青森県産業資源循環協会という名前に変更になりました。ということで、私の分野は、どちらかというところ、産業廃棄物の方がメインになりますけれども、どうしても一般廃棄物と産業廃棄物は切っても切れない、同じような性質、要するに川下の部分で皆さんが協力してリサイクルしたり、

縮減していくといったことをしていかなければならないと思っておりましたので、ぜひとも皆様のお知恵をお借りしながら、微力ですけれども頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

◆事務局

副会長、ありがとうございます。以上で、組織会を終了いたします。
ここで、市長は公務のため退席させていただきますので、御了承ください。

◆市長

それでは、どうぞよろしくお願いいいたします。

◆事務局

それでは、八戸市並びに広域事務組合の職員紹介をさせていただきます。

(職員紹介)

続きまして、本日配付いたしました資料の確認をお願いいたします。

委員名簿と席図、そして、資料1、2、3でございます。そのほか、第2次八戸市環境基本計画（改訂版）の冊子及び令和元年版八戸の環境の冊子をお配りしております。

不足の資料はございませんでしょうか。

それでは、ここからは会長に進行をお願いいたします。

◆会長

はい。今回はこのメンバーで行う初めての審議会ですので、委員の皆様から簡単に自己紹介をしていただきたいと思います。会長、副会長は先ほど挨拶しましたので、それに代えさせていただきます。順番にですね、自己紹介をお願いしたいと思います。

(委員自己紹介)

◆会長

皆様、ありがとうございました。2年間どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、まず、「審議会の公開」と「会議録の確定方法」につきまして皆様にお諮りしたいと考えております。

「審議会の公開」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

◆事務局

「会議の公開」につきまして、御説明いたします。

資料の2、附属機関の会議の公開等に関する取扱いを御覧ください。

附属機関等の会議につきましては、「附属機関の会議の公開等に関する取扱い」の第2「会議の公開基準」において、原則として公開することとなっております。公開・非公開の決定は、第3「会議の公開又は非公開の決定」で附属機関等の長が会議に諮って行うものとなっております。

また、第6「会議録の作成及び公開」につきまして、公開・非公開に関わらず、速やかに作成し、会議において公開しないこととした情報を除き、公開することとなっております。

当審議会で御審議いただきます案件につきましては、会議の公開によって議事運営に著しく支障が生じることはないと思われまことから、事務局といたしましては、会議は原則として公開とする、会議における発言は会議録として記録する、会議録は公開する、傍聴者は会議で発言することはできない、その他詳細については附属機関の会議の公開等に関する取扱いのとおりとする、ということで、審議会を運営していただきたいと考えてございます。

なお、公開する会議録については、誰の発言か特定できないように、氏名は表記せず、発言者については会長、副会長、委員、事務局等と表記させていただきたいと考えてございます。

また、公開する委員名簿につきましては、個人情報保護の観点から、委員の氏名のみの記載とし、その他の所属や役職等の情報は記載しない取扱いとさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

◆会長

ただいま事務局から当審議会の公開につきまして、説明がございました。このことにつきまして、御意見・御質問等ございましたら、お願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

◆委員

なし。

◆会長

御意見がございませんようですので、「審議会の公開」につきましては、事務局の案を採用させていただきたいと思っております。

次に、「会議録の確定方法」につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

◆事務局

会議録の確定方法につきまして御説明いたします。

事務局といたしましては、会議録を速やかに作成し、確定後、公開する必要があることから、会長による承認を受けた後に公開するという方法でお願いしたいと考えてございます。

また、会長が欠席した会議など、会長が承認することができない場合につきましては、規則第3条第4項の規定を準用いたしまして、副会長からの承認を受けた後に、公開させていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

◆会長

ただいま事務局から会議録は速やかに確定したい、かつ公開したいということから、会長である私が確認し、また、私が欠席した審議会の場合については副会長に御承認をいただくということで対応したいという案が出ましたが、このことにつきまして御意見、御質問等ありましたら、お願いいたします。

◆委員

なし。

◆会長

それでは、「会議録の確定方法」につきましても、事務局の案を採用させていただきたいと思えます。

それでは、改選後ということで、新たに委員になられました方もいらっしゃいますので、事務局から八戸市環境審議会について説明をお願いいたします。

◆事務局

それでは、環境審議会について御説明いたします。資料3を御覧ください。

審議会の概要でございますが、環境審議会は八戸市環境基本条例第24条に基づき、設置されております。

このページの下に、環境基本条例の審議会に関わる条文を抜粋しておりますので、そちらも御参照いただければと思えます。

職務につきましては、条例第24条第2項で述べておりますように、「環境基本計画その他環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議する」となっております。

任期は、本日より2年間でございます。

今回の改選に伴い、委員数は15人となり、委員名簿にありますよう、それぞれの分野から御推薦、または公募委員に応募いただいております。

2の経緯に移りますが、当審議会は、昭和44年に「公害対策審議会」として発足しました。その後、公害防止対策により従来型の公害は沈静化しましたが、身近な生活環境の保全から、自然保護、地球規模の温暖化対策など、環境問題の変化を踏まえ、平成6年には「環境審議会」へと名称変更をし、また、平成26年には、廃棄物減量等推進審議会と統合し、当市の環境行政に関わることは、この審議会にて、御審議いただいているところでございます。

委員の皆様には、八戸市全域を対象とし、さらには、地球規模や社会情勢の変化も念頭に、環境の保全、環境に関する各種施策、廃棄物対策について、それぞれお持ちの高い知見からの御意見や御助言を賜ればと思います。

また、個別の事案につきましては、この審議会とは別に対応させていただきますので、事務局まで御連絡ください。

最後に、審議会の開催回数ですが、通常は年3回程度を予定してございます。ただ、環境基本計画などの計画策定や改定にあたる時は、開催回数が増えることになります。

なお、今年度中にあと1回は開催したいと考えてございます。日時等が決まりましたら御連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

委員の皆様には御多用中大変恐縮でございますが、なにとぞ、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

◆会長

これまでの事務局からの説明で、確認したい点や御意見等がありましたら、どうぞ御発言願います。

◆吉野委員

はい。今、説明いただきました中で、聞き取れなかったもので、ちょっと確認させてください。経緯から、審議会の開催回数にいく途中で、聞き取れなかったものですから、すみませんが補足していただけますか。

◆事務局

個別事案の件ですか。

◆会長

はい。そうですね。

◆事務局

委員の皆様には、個別に事案があった場合には、この審議会に関わらず事務局の方で対応させていただきますので、遠慮なく事務局の方に御連絡いただければと。

◆会長

具体的にいうと、それはどういうことですか。個別事案というのは。

◆事務局

この審議会では来年には廃棄物処理基本計画策定などが絡んできますけれども、それに関わらずですね、何か、幅広いんですけれども、遠慮なくお寄せいただければと。具体的には特にこれといったものはなかったのですけれども。

◆会長

環境は色々な分野にまたがっていますので、この審議会でも、重要だと思ふことは調査・研究を進めていけばいいのではないのでしょうか。

◆事務局

そうですね。

◆会長

他に御質問ありますでしょうか。では、私の方から1点、よろしいですか。

資料3下部の環境基本条例第24条の3のところ、「審議会は、環境の保全及び創造に関する施策並びに廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について必要があると認めるときは、市長に対し意見を述べることができる。」とありますが、これはどういう形になりますか、意見を述べるときは。具体的に今までそういう例はありましたか。

◆事務局

今までは特にはないですね。

◆会長

ないですか。意見を述べるときはどういう形にすればいいですか。審議会で統一したものを意見として述べることになりますか、やるとすれば。

◆事務局

やるとすればそうです。審議会からの意見として。

◆会長

なるほど。そして、今までそういった例はないと。分かりました。

他に何かありますでしょうか。ないということによろしいでしょうか。

それでは、これで本日の議題がなくなりましたので、審議会を終了いたします。進行を事務局へお返しします。

◆事務局

本日は、誠にありがとうございました。

それでは、これで本日の審議会を終了いたします。ありがとうございました。